

第7回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- ・2022年11月14日（月）午前10時00分～午前11時00分

於 町田市役所2階 会議室2-2

- ・出席委員 川野、島田、服部、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、渡邊、風間、佐藤、手島、石井、水町——14名
- ・欠席委員 0名
- ・会議公開又は非公開の別 公開
- ・傍聴者数 0名

午前10時00分開始

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2022年度第7回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

出席委員、皆さんおそろいでございますので、3分の2以上でございますことから、審議会の運営規則第2条第2項に基づきまして当審議会が開催できますことをご報告いたします。

それでは、本日ご審議いただく案件については、諮問10件、報告2件でございます。また、個人情報保護法改正対応の説明も予定してございます。

資料については、事前にお送りしました資料番号1から12をご覧ください。

また、本日、皆様のお席には資料8の追加と差替え、追加として資料13、14を置いてございます。ご確認をお願いします。

また、資料1、前回の会議録について、最初に誤って9月分をお送りしてしまいました。大変申し訳ございません。ご指摘の連絡をくださった委員の皆様、どうもありがとうございます。

また、資料1のところ、手島委員のお名前を書くべきところを前任の委員さんのお名前にしてしまっています。後ほど議題の1のところ、このほかに何かご指摘事項等があれば教えていただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

事務局からは以上でございます。

それでは、川野会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長 おはようございます。

それでは、議題の1、2022年度第6回情報公開・個人情報保護運営審議会会議録の確認についてでございます。今申し上げましたように、資料の1は差替えになっておりまして、10月の会議録になっておりますが、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、これで確定させていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の2、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 生涯学習部図書館担当課長をしております本郷と申します。よろしくお願ひします。

担当者 同じく生涯学習部図書館企画・地域支援係、廣瀬と申します。よろしくお願ひします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料2、「図書館利用普及事業」業務における個人情報業務登録票の変更についてご説明させていただきます。

資料の2ページ目をご覧ください。

「図書館利用普及事業」業務では、10月から11月にかけて、スマートフォンを使ったことがないという方に対しまして、はじめてのスマホ体験という講座を行いました。この講座は、実際にスマートフォンを触りながら講師に操作を教わることができる講座で、応募者がとても多かったため、抽選で参加者を決めたところがございます。

そこで、現在の登録票を見直しましたところ、「対象となる個人の範囲」に「応募者」が含まれていなかったことから、実態に合わせた修正を今回行うものでございます。業務の修正が遅れてしまい、申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。「応募者」が抜けていたということです。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして教育長諮問どおり承認したいと思ひますが、いかがでござ

ございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の3、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 政策経営部企画政策課長の唐澤と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく企画政策課担当課長の林と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく企画政策課担当係長の秋山と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく企画政策課主任の高木と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料3、1、「避難者支援（取りまとめ）」業務の業務登録について、2、「いじめ問題調査委員会」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について、3、「公共施設等マネジメント」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

今年2月に端を発しておりますウクライナ情勢によって避難を余儀なくされた方々を町田市でも受け入れているところでございます。このウクライナ問題に限らず、災害等で被災し、市内に避難してこられた方々に対し、その生活状況を把握し、生活状況に応じた適切な支援を行う環境を整えるため、「避難者支援（取りまとめ）」業務を設定いたします。

3ページをご覧ください。

「対象となる個人の範囲」は、「災害等で被災した避難者」、「避難者を受け入れている市民」、「避難者を受け入れている団体の代表者」、避難者の「保証人」でございます。

「他の業務からの収集」として6つの業務を設定しております。

また、「他機関等からの収集」として5つの関係機関を設定しております。

4ページをご覧ください。

登録する個人情報の項目としては、生活状況の把握に必要な最低限の情報としておりますが、避難者の年代や属性が多岐にわたるため、それに対応した項目を収集

いたします。

5 ページから 10 ページをご覧ください。

5 ページは、各課共通の「災害等避難者支援」業務から目的外利用するものです。なお、各課共通「災害等避難者支援」業務では、主として災害等で避難されてきた方の名簿を受け付けるための業務として登録しています。

6 ページをご覧ください。

6 ページは、市民課及び各市民センターの「住民基本台帳」業務、続いて、7 ページは「在留管理」業務からの目的外利用で、避難者及び支援者の特定をするために収集するものでございます。

続いて、8 ページ目は学務課の「就学」業務、9 ページ、10 ページは、小学校、中学校の「生活指導」業務からの目的外利用で、避難者に小中学生が含まれる場合、状況を確認し、支援の検討を行うため収集するものでございます。

11 ページをご覧ください。

避難者が市外に転出した場合に、支援状況を他市区町村に情報提供するため登録するものです。

12 ページをご覧ください。

同じく避難者が市外に転出した場合に、支援状況を転出先自治体の避難者支援団体に情報提供するため登録するものです。

13 ページをご覧ください。

避難者に対し支援物品を貸与する事業を行う事業者に対し、貸与物品の適正管理に必要な情報を外部提供するため登録するものです。

続いて、16 ページをご覧ください。

2 つ目の「いじめ問題調査委員会」業務に係る案件でございます。この業務におきまして、調査資料として学習指導要録の提供を受けるため、登録票を整備するものです。小学校の「教育活動」業務から目的外利用を行う個人情報項目を追加する変更でございます。調査を行う上で必要な「学業成績」と「所見」の項目を追加し、「利用・提供の方法」に「閲覧」及び「文書による通知、複写」を追加するものでございます。

ページを戻りまして、15 ページをご覧ください。

「所見」の「収集の目的」欄ですが、校長の所見に限定している記載を削除しま

す。今回収集する要録には担任の所見が記載されているためでございます。

続きまして、17 ページをご覧ください。

3 点目の「公共施設等マネジメント」業務に関連するものでございます。この業務において、説明会、意見交換会、連絡会及び市民意見募集を新たに実施するため、必要な個人情報を登録するものです。

「業務の目的」に「説明会、意見交換会、連絡会」、「及び市民意見募集の実施」を追加し、「対象となる個人の範囲」に説明会等の参加者や市民意見募集への意見提出者等を追加いたします。

また、「他の業務からの収集」の個人情報の目的外利用に「町内会・自治会」業務を追加いたします。

19 ページをご覧ください。

市民協働推進課の「町内会・自治会」業務から説明会や意見交換会等の参加者を推薦していただくに当たり、参加者及び推薦者である町内会・自治会の役員、会員の個人情報を目的外利用することについて登録するものでございます。

20 ページをご覧ください。

電子メールによる処理に説明会や意見交換会参加者を追加するものです。

21 ページをご覧ください。

市民意見募集への意見の受領等を電子メールで行うに当たり、必要な個人情報を登録するものです。

22 ページへ進みます。

市民意見募集への意見の受領等をファクシミリ等で行うに当たり、必要な個人情報を登録するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

小 林 1 番目の「避難者支援」業務の登録に関してお伺いします。

東日本大震災から 11 年経ております。今、東北地区からいまだに避難されておられる方はおおよそどれくらいなのか。あるいは、国内で東北以外の地震、例えば熊本とか、そういったところから来られている方がどれくらいおられるのか。あるいは、直近のことで言えばウクライナから来られている方、概数で結構なので、もしわかれば教えていただきたいと思います。

担当者 ただいまの質問にお答えいたします。まず、東日本大震災とそれ以外の熊本地震などの避難者については、恐れ入りますが、企画政策課のほうでは数字は把握をしておりません。ウクライナの避難者に関しましては、現時点で4名の方がいらっしゃいます。以上です。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件、3つの別々のことでございますけれども、企画政策課ですから、これだけ仕事の範囲が広いということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の4、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 財務部納税課債権対策担当課長の小山と申します。よろしくお願ひいたします。

担当者 同じく統括係長兼債権対策係長の河手と申します。よろしくお願ひします。

担当者 同じく主任の島田と申します。よろしくお願ひします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 では、資料4、「市債権徴収一元化」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用についてご説明させていただきます。

納税課におきましては、市税の滞納整理業務におきまして、ショートメッセージサービスを利用した催告を導入しており、「市債権徴収一元化」業務において取り扱っている市税以外の債権につきましても同様に効果的な催告を行い、早期に滞納を解消していただくための手法として既に使用しているところでございます。今回、新たに学校給食費につきましてもショートメッセージサービスを利用した催告を実施することに伴う登録となります。

4ページをお開きください。

ショートメッセージサービスを利用した催告を行うに当たり、取り扱う債権が増えることとなるため、(5)「財産・収入に関する項目」に「学校徴収金(給食費)」を追加するものです。

5ページをお開きください。

こちらにもショートメッセージサービスを利用するに当たり、新たに取り扱う債権を追加するものとなります。

6ページをお開きください。

「学校給食」業務の情報をもとに、納税課のショートメッセージサービスを利用した催告を行うため、新たに目的外利用の登録を行うものとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしいでしょうか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

SMSを使つての催告というのが、ほかはもうおやりになっているわけでしょうけれども、また新たに学校給食につきましてもこれを行うということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の5、諮問でございます。各課共通ですね。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民部市民協働推進課長の石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

担当者 同じく市民部市民協働推進課統括係長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 地域福祉部福祉総務課長の深沢と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく地域福祉部福祉総務課担当係長の三沢と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料5、1、「地域ホッとプラン（リーディングプロジェクト）」業務の業務登録について、2、「番号連携」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更についてご説明させていただきます。

先に、1、「地域ホッとプラン（リーディングプロジェクト）」業務から説明いたします。14ページをご覧ください。

近年、人口減少や高齢化、ライフスタイルの変化により、地域コミュニティの希

薄化、担い手不足が進むとともに、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化、複合化した困りごとを抱える人が誰にも相談できずに孤立し、公的な支援につながっていくことができないという問題が発生しております。

こうした背景を踏まえ、地域コミュニティの希薄化と暮らしの困りごとを、市民、地域活動団体、事業者、市、みんなで解決していくことをねらいとして、市は2022年3月に町田市地域ホッとプランを策定いたしました。この町田市地域ホッとプランは、「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を基本理念とし、協働による地域社会づくりと地域福祉を一体的に推進する内容となっております。

この町田市地域ホッとプランの中で2つのリーディングプロジェクトを設定しております。1、「地域の『やりたい』をかなえつづけるプロジェクト」、2、「困りごとをなくそうプロジェクト」の2つでございます。

15 ページをご覧ください。

1、「地域の『やりたい』をかなえつづけるプロジェクト」では、地域活動に関する相談やまちづくりに関するアイデア等を受け付け、関係機関のコーディネートでのニーズのマッチングを進めて、課題解決に向けた地域主体の取組を実施していきます。

16 ページをご覧ください。

2、「困りごとをなくそうプロジェクト」では、多様な相談を身近な相談支援機関で受け止め、適切な相談支援機関につないだり、あるいは相談支援機関同士が連携して困りごとの支援を行っていく包括的な相談支援体制の構築を行っていきます。この中には、何らかの事情で支援を必要としながらも声を上げられない人や、みずから抱える問題を認識していない人等の潜在的な相談者を発見して、必要な支援につなげていくことや、地域におけるさまざまな地域資源とマッチングして、地域における居場所づくりを図っていく取組も含まれています。

「困りごとをなくそうプロジェクト」について、相原町、小山町、小山ヶ丘で2023年1月からモデル事業として開始いたしますので、2つのプロジェクトの一体的な実施に必要な個人情報を収集します。

戻りまして、5 ページをご覧ください。

組織横断的に支援を行うため、各課共通での登録といたしましたが、今回取り扱

う個人情報が多岐にわたるため、一覧に記載されている関係課に情報の取り扱いを限定いたします。

8 ページから 10 ページをご覧ください。

外部の高齢者支援センター、障がい者支援センター、地域活動サポートオフィスでも必要な情報に限定して共有し、適切な支援を行えるようにいたします。

12 ページをご覧ください。

包括的相談支援受託業者に相談の受け付け、また、相談者、支援対象者に対して適切な支援を行う業務を委託いたします。

続きまして、2、「番号連携」業務についてご説明いたします。

18 ページをご覧ください。

こちらは、番号連携を利用して公金受取り講座の情報を収集するため、取り扱う項目を増やすものです。

(1)「基本的項目」、①「氏名(宛名番号)」の「(宛名番号)」の文言を削除いたします。これは、宛名番号だけでなく、口座名義人の氏名を収集するからです。

(5)「財産・収入に関する項目」に「金融機関名」、「口座番号」を追加いたします。

21 ページ、22 ページをご覧ください。

「児童手当(2012年創設)」、「児童扶養手当」業務で登録が漏れていたため、修正いたします。申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件、各課共通ですので、市長、教育長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、農業委員会会長、固定資産評価審査委員会委員長、病院事業管理者、市議会議長、以上の諮問につきまして承認したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の6と7、諮問と報告を一括で審議させていただきます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 学校教育部指導課担当課長、遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく指導課管理係係長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく指導課指導主事、山田と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料6、「児童・生徒作品公募」業務の業務登録について、資料7、「交通安全ポスターコンテスト」業務の廃止についてご説明いたします。

初めに、資料6の3ページをご覧ください。

「児童・生徒作品公募」業務では、市内の小中学生を対象とした作品公募を行い、受賞した作品を広報紙「まちだの教育」に掲載したり、市の施設内に掲示したりすることで子どもたちに興味・関心を持たせ、また、市民に業務を広く周知したいと考えております。

現在、市内の小中学生を対象とした朝食レシピコンテストを開催しているため、登録票を見直したところ、業務の登録がなかったことがわかりましたので、新規で登録するものです。審議会への諮問が遅くなり、大変申し訳ございませんでした。

4ページをご覧ください。

対象となる市内の小中学生及び保育園、認定こども園、幼稚園の園児からも作品の募集を行うことがございますので、「氏名」等の基本的な情報を収集いたします。

また、(1)、⑬の「電子メールアドレス」は、市内の保育園等から応募があった際に、園とのやりとりをする担当者の電子メールアドレスとなっております。

続いて、10ページから15ページをご覧ください。

こちらの登録票は作品を収集するための登録票になります。

戻りまして、5ページから9ページをご覧ください。

こちらの登録票は、受賞者の情報を小・中学校などに提供し、受賞者の作品を掲示してもらうためのものです。受賞者の作品掲示等については、対象者が未成年であることから、保護者から同意を求めます。

16ページ、17ページをご覧ください。

入賞作品を「まちだの教育」及びホームページに掲載するためのものがございます。

18ページをご覧ください。

こちらのコンピュータ処理等登録票は、法人立保育園、認定こども園、私立幼稚園との間で応募者の情報をやりとりするためのものがございます。

次に、資料7の廃止をご覧ください。

「交通安全ポスターコンテスト」業務につきましては、ただいまお諮りいたしました「児童・生徒作品公募」に統合いたしますので、これを廃止いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 それでは、議題の6と7、一括で審議いたしますが、ご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

まず、議題の6の「児童・生徒作品公募」業務の業務登録につきまして、教育長諮問どおり承認したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の7、これは「交通安全ポスターコンテスト」業務を「児童・生徒作品公募」業務に統合するため廃止するというところでございますので、教育長報告どおり承認したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の8になります。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部障がい福祉課長の金子と申します。

担当者 同じく障がい福祉課福祉係主任の藤原と申します。よろしくお願ひします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 最初に、本日配付いたしました資料8の差替え、資料8の追加をご用意ください。資料8の2ページの差替えをしてください。また、資料8の4ページの次に4-2ページを追加していただきたいと思ひます。今回、諮問するに当たり見直しをしたところ、不足がありましたので修正するものです。大変ご迷惑をおかけしました。

それでは、資料8、「心身障害者医療費助成」、「心身障害者福祉手当」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等についてご説

明させていただきます。

「心身障害者医療費助成」業務では、市が重度障がい者の方を対象に医療費の一部を助成しており、医療保険が適用できる医療費について、住民税課税者は1割負担、非課税者は負担なしとなる受給者証を交付しています。また、「心身障害者福祉手当」業務では、同じく重度障がい者の方を対象に定額の手当を支給する業務であり、月当たり1万5,500円を4か月ごとにまとめて支給しております。

今回の諮問は、番号連携により「心身障害者医療費助成」業務と「心身障害者福祉手当」業務のそれぞれについて、申請や届出時に必要な情報を収集することができるようにするために行うものです。主に地方税情報を含む所得情報を収集することで、転入者等がこれまで提出していた税証明の提出が不要になり、対象者の負担軽減を図ることを目的としております。

それでは、2ページの差替えと3ページをご覧ください。

「心身障害者医療費助成」業務において、番号連携を行うために必要な項目を追加いたします。なお、「対象となる個人の範囲」の「精神障害者保健福祉手帳1級所持者」については、登録票を見直したところ、実態と合っていなかったため追加するものです。

4ページをご覧ください。

ページ下部の「利用・提供に係る個人情報の項目」では、「心身障害者医療費助成」業務の資格審査や支給申請において目的外利用を行う項目を挙げています。

追加しました4-2ページをご覧ください。

先ほど追加した精神障害者保健福祉手帳1級所持者の情報を目的外利用するものです。

5ページから6ページをご覧ください。

こちらは、対象者の個人番号を含む本人確認情報を確認するために住民基本台帳を目的外利用するとともに、システムを用いて検索するものです。

続いて、7ページから11ページをご覧ください。

「心身障害者福祉手当」業務においても、「心身障害者医療費助成」業務と同様に、番号連携を行うために必要な項目及び登録票を追加します。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

中 ちよつと教えてほしいんですけども、この「障害者」の「害」という字を漢字にしたり平仮名にしているけれども、これはどういうふうに区別しているのか教えていただければ。

担当者 「障害者」については、「害」の字が、害虫ですとか、害魚ですとか、ちよつとよくない漢字を使っているので、もう30年以上前だと思んですけども、人に関わる「害」の字は「障がい者」と平仮名にするということを市のほうで決めております。ただし、法律とか制度のものについてはその名称をそのまま使うことになっておりますので、今回の制度の心身障害者福祉手当だとか、医療費助成のほうはその制度名として「害」を漢字で用いているということでございます。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

用語法については町田市独自のそれがありますので、それに従ってやっているということでございます。

ということで、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の9、諮問でございます。

続けてお願ひします。

担当者 それでは、資料9、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（「心身障害者医療費助成事務」及び「心身障害者福祉手当事務」）についてご説明させていただきます。

今回の諮問は、個人番号を含む特定個人情報を新たに利用する「心身障害者医療費助成事務」及び「心身障害者福祉手当事務」について作成した特定個人情報保護評価書を点検していただくものです。

心身障害者医療費助成事務についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅰ「関連情報」は、心身障害者医療費助成事務の概要を記載したものです。当該医療費助成事務では、受給者証の交付申請や医療費の助成の申請の際に、住民情報や所得情報、健康保険情報などを照会するため、特定個人情報ファイ

ルを使用します。

この事務で取り扱う特定個人情報ファイルの名称は「心身障害者医療費助成ファイル」とし、福祉システム、宛名システム兼連携システム、中間サーバーを使用します。

なお、この事務は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例に規定する個人番号利用事務、いわゆる地方公共団体の独自利用事務に当たり、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う予定です。情報連携の主な相手方は受給者の前住所地の自治体であり、主な連携内容は所得情報となります。

4ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅱ及びローマ数字Ⅲは、しきい値判断に関する記載です。心身障害者医療費助成事務の対象人数は1,000人以上1万人未満、取扱者数は約500人未満に該当するため、基礎項目評価の対象となります。

続いて、心身障害者福祉手当事務についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅰ「関連情報」は、心身障害者福祉手当事務の概要を記載したものです。当該手当事務では、受給資格の認定や、住所、氏名の変更の届出の際に住民情報や所得情報などを照会するため、特定個人情報ファイルを使用します。

この事務で取り扱う特定個人情報ファイルの名称は「心身障害者福祉手当ファイル」とし、福祉システム、宛名システム兼連携システム、中間サーバーを使用します。

なお、この事務も独自利用事務に当たするため、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う予定です。

9ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅱ及び10ページのローマ数字Ⅲは、しきい値判断に関する記載です。心身障害者福祉手当事務の対象人数は1,000人以上1万人未満、取扱者数は約500人未満に該当するため、基礎項目評価の対象となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この「心身障害者医療費助成事務」及び「心身障害者福祉手当事務」

に関する特定個人情報保護評価、市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の10、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部生活援護課生活援護担当課長の中村です。よろしくお願ひいたします。

担当者 同じく生活援護課の屋代と申します。よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 資料10、「住民税非課税世帯等給付金」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供についてご説明させていただきます。

本業務は、価格高騰の影響を受けている非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円の緊急支援給付金を支給する業務です。令和4年春から行っております臨時特別給付金の業務の1つとして追加されたことから、登録票の名称や内容の変更を行うものです。

それでは、2ページをご覧ください。

主に非課税世帯等を支給対象とする給付金のため、業務名称を「住民税非課税世帯等給付金」に変更します。

また、緊急支援給付金に関する「業務の目的」と「対象となる個人の範囲」を追加しました。

次に、4ページから6ページをご覧ください。

「市税徴収」業務等で、臨時特別給付金と同様に、緊急支援給付金を滞納整理に充てないための理由を追加します。

次に、7ページをご覧ください。

期間中に転入した対象世帯の緊急支援給付金の重複給付を避けるため、各市町村に支給状況等の外部提供を行います。

次に、8ページをご覧ください。

臨時特別給付金と同じシステムを用いるため、「コンピュータ処理等の目的」に

緊急支援給付金の業務内容を追加しました。

最後に、9ページをご覧ください。

緊急支援給付金業務にも対応するため、外部委託等の期間を延長します。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、議題の10につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、ここにありますとおり、「価格高騰緊急支援給付金」が追加になったわけでございますので、市民のためになることでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の11、諮問でございます。

続けてお願いいたします。

担当者 続きまして、資料11、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（価格高騰緊急支援給付金事務）についてご説明させていただきます。

社会保障税番号制度では、市町村が個人番号を含む情報を保有しようとするときには、特定個人情報保護評価書を作成し、それに基づき情報システムを構築するよう定めています。そして、国の個人情報保護委員会に提出するとともに、評価書を公表するという手続を踏みます。

それでは、3ページをお開きください。

ローマ数字Ⅰ「関連情報」は、価格高騰緊急支援給付金事務の概要を記載したものです。価格高騰緊急支援給付金事務では、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び事務処理を行うため、特定個人情報ファイルを使用します。

この事務で取り扱う個人情報ファイルの名称は「価格高騰緊急支援給付金情報ファイル」とし、給付金管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システムを使用します。

次に、4ページをお開きください。

ローマ数字Ⅱ及びⅢは、しきい値判断に関する記載でございます。価格高騰緊急

支援給付金事務の対象人数は1万人以上10万人未満、特定個人情報ファイル取扱者数は500人未満に該当するため、基礎項目評価の対象とするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

ローマ数字Ⅳ「リスク対策」に関する記載でございます。特定個人情報を扱う際のリスク対策で、情報を入手する際のリスク、使用する際のリスク、保管や消去の際のリスクと、それぞれの場面でのリスク分析と対策を記載してございます。手順に沿ってリスクへの対策を評価し、すべて十分であるという結果が出ております。また、従業者に対する教育・啓発についても十分に行っているという結果が出ております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、先ほど議題の10で行われました新しい給付金、価格高騰緊急支援給付金の事務についての評価でございますので、本件につきましても市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の12、諮問でございます。

それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 総務部職員課人事係担当係長の鐘ヶ江と申します。よろしくお願ひいたします。

担当者 同じく職員課人事係担当係長の進藤と申します。よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料12、「人事」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供についてご説明いたします。

初めに、今回の諮問は、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項による捜査関係事項に係る照会があり、職員課の「人事」業務で扱っている職員の個人情報について提供する必要があったため、外部提供の登録を行うものです。

なお、迅速な捜査協力の必要性の観点から、請求内容の正当性、請求項目の合理性を認めた上で、既に捜査機関への職員の個人情報の提供を行っております。審議会への諮問が事後となり、申し訳ありません。

それでは、3ページをご覧ください。

「人事」の個人情報業務登録票に「相談内容」を追加いたしました。これは、今回の登録に伴い登録票の精査をしたところ、不足がございましたので追加したものです。

次に、4ページをご覧ください。

捜査機関への提供に当たっては、請求内容が正当なものであり、請求項目が合理的なもの認められるときに限り、項目内容を最小限提供するものといたします。また、文書による照会に対し、相手方を確認した上で文書回答を行うものとします。

「利用・提供に係る個人情報の項目」については25項目としています。捜査に必要であると考えられる項目を精査の上、選択いたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件、捜査協力でありますので、答申におきまして従前のおり慎重に対処してほしいというものをつけ加えて市長諮問に答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。事務局、よろしくお願いいたします。

本件はこれで終わりにいたします。どうもご苦労さまでした。

続きまして、議題の13、報告でございます。

それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 総務部市政情報課、山崎と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

事務局 資料13、町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の規定に基づく報告についてご説明いたします。

本報告は、町田市における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第9条第1項に基づき、実施機関が受けた報告をまとめたものです。

それでは、2ページから4ページ、A3の表をご覧ください。2021年4月1日から2022年3月31日までの1年間の設置管理状況でございます。

まず、設置状況ですが、29 課、小・中学校 62 校の 173 施設に防犯カメラを設置しております。設置台数は全体で 1,380 台でございます。

新規設置の列をご覧ください。網かけになっているところは、2021 年度中に新規に設置した防犯カメラの台数になります。合計で 78 台でございます。

防犯カメラ設置表示についてですが、85 行目をご覧ください。公園緑地課の薬師池公園四季彩の杜西園カフェ・レストランですが、現在、設置表示は「なし」になっております。こちらについては、現在、防犯カメラの設置の表示をするよう連絡をしているところでございます。

次に、外部提供についてです。警察署への外部提供が 109 件になります。内容でございますが、窃盗事件、特殊詐欺事件などの照会です。すべてが犯罪捜査の目的による照会というものでございます。

いずれの案件にしましても、刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査事項照会によるものでございまして、形式要件、実体要件を満たしたものに対して最小限の提供が行われたことを確認しています。

報告は以上でございます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。今初めて見た方が多いと思いますので。

小 林 今、手元に資料がないのでお伺いしたいんですが、この外部提供ですね。この数が今 109 件という報告がございましたけれども、その 1 年前、2 年前、3 年間ぐらいでどのように推移しているんでしょうか。データがありましたら教えてください。

事務局 すみません。手元に前年度と前々年度の資料がございませんので、次回報告させていただきます。

小 林 はい。了解しました。

会 長 ほかにご質問はありますか。

渡 邊 113 番の外部提供に「町田警察署他」と書いてあるけれども、「他」はどのようなところかわかりますでしょうか。

事務局 こちらは町田警察署以外の警察署です。南大沢警察署とか、ほかの警察署からの捜査事項照会があったということです。

会 長 ほかにご質問はありますか。

では、これでご質問を打ち切ってよろしいでしょうか。

ということで、本件につきまして市長報告どおり承認したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の14、個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について、事務局でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 総務部市政情報課の芥川です。よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

事務局 資料14、2022年第4回定例会に上程する条例案についてご説明させていただきます。

来年4月の個人情報保護法改正に向けて、これまで審議会においてさまざまなご意見をいただけてきました。それらを踏まえて、今月末から始まる市議会に資料に記載した1から7までの条例を上程いたしますので、その案をご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。

1、町田市個人情報保護法施行条例について説明します。個人情報の基本的な取扱いなどは個人情報保護法の法律のほうに規定されているため、条例には手数料や開示の期限など、法から委任を受けた部分について規定いたします。この条例の附則で、現行の町田市個人情報保護条例と町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例を廃止します。

続いて、2、町田市情報公開条例の一部を改正する条例について説明します。個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度に変更が生じた部分について、情報公開制度もそれに合わせて規定を変更するものです。

(1)非公開情報については、図をご覧ください。現在は公文書公開請求を受けた際に、右側の第1号から第6号までに該当する情報について非公開としています。それを改正法に合わせて、左側の第1号から第4号までに集約します。号数は少なくなりますが、図で示したとおり、文言に表されない非公開情報についても新たな枠組みで包含できるので、実質的には非公開とする範囲に変更はありません。

(5)の手数料については、お客様が負担する金額に変更はありませんが、市がこれまで雑費として収入していたものを手数料に変更するという内容です。

続いて、2ページをご覧ください。

3、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例について説明いたします。こちらは、法の趣旨を踏まえて、所掌事務と委員構成を改めるものです。

(1)所掌事務については審議会条例には細かいことは定めず、個人情報保護法関連の所掌事務については、町田市個人情報保護法施行条例の第10条に規定します。この規定については、国や都の案を参考にしながら文言を整えたものです。実際の諮問案件や報告案件につきましては、前回、前々回の審議会で議論していただいております。

以上の1番から3番までの条例については、こちらの審議会と深く関わりがあるため、条例案の全文を4ページ以降に添付しております。

続いて、4、町田市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

町田市個人情報保護条例が廃止されることとなったため、指定管理者に関する条例で規定していた個人情報の保護に関する条文を削除するためのものです。

次に、5、町田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例について説明します。審議会等の会議については、基本的に公開の会議として傍聴を受け入れ、会議の資料を閲覧できるようにしているところですが、内容によっては非公開とする場合があります。その非公開要件を今回の情報公開条例の改正内容に合わせるものです。

最後に、6、町田市情報公開・個人情報保護審査会条例と、7、町田市行政不服審査会条例についてまとめて説明いたします。こちらは法改正とは直接影響はないのですが、制度全体の見直しの中で体制を改めるものです。

現在、市が行った行政処分に対して市民が不服申立てをすると、町田市行政不服審査会が審査を行っています。この審査について、公文書公開に関する決定や個人情報の開示決定に関する不服申立てについては、新たに町田市情報公開・個人情報保護審査会を設置し、そちらで審査をすることにします。税金の決定など情報関係以外の一般行政処分については、町田市行政不服審査会において審査をするように

担当案件を整理するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。

こちらは今ご覧になったところでございますが、ご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、何かありましたら、また今後、事務局のほうに言っていただきたいと思います。本日のところは基本的にこのように、7つの条例を新設もしくは改正することで進めていくということでございます。また国及び東京都等の動向を踏まえて微妙な調整はあり得ると思えますが、基本的にこのような方向で進んでいくということでございます。来年4月ですね。ということで、よろしゅうございましょうか。

では、今日のところはここまででよろしいかと存じます。どうもありがとうございます。

続きまして、議題の15、その他になります。

事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 先ほど防犯カメラのところでご質問をいただきました。外部提供の件数なんですが、2020年度は124件でございました。その前となると、今手元に数字がございませんので、改めて来月、冒頭で報告をさせていただこうかと思えます。ありがとうございます。

会 長 ということで、議題の13についてはそういうことでございます。

では、改めて議題の15、その他でございます。

事務局 次回のご連絡になります。次回は12月12日（月曜日）、場所はこちらと同じ、町田市役所2階の会議室2-2でございます。皆様、ご予定のほどよろしくお願いいたします。

会 長 12月12日、年内最後になります。

では、本日の審議会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時00分閉会